様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　２０２４年　９月１３日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）あいてっくはんきゅうはんしん　かぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 アイテック阪急阪神株式会社  （ふりがな） みずもと　よしのぶ  （法人の場合）代表者の氏名　水本　好信  住所　〒553-0001 大阪市福島区海老江1丁目1番31号  阪神野田センタービル  法人番号　8120001034119  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | (A)経営理念  (B)中期経営計画（2024～2025年度） | | 公表日 | (A)２０２４年２月２８日 (コーポレートサイト公開日)  (B)２０２４年６月２８日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 1. 経営理念   　https://itec.hankyu-hanshin.co.jp/company/philosophy/  (B)中期経営計画（2024～2025年度）  https://itec.hankyu-hanshin.co.jp/company/businessplan\_2024-2025.pdf  p.3 | | 記載内容抜粋 | (A)経営理念  電子、通信、情報技術の活用を通じて社会の発展に貢献すると共に、事業にかかわるすべてのひとの幸福を追求します。  ・情報（information）と知性（intelligence）をもってお客様の課題解決に誠実に取り組む企業を目指します。  ・広い（international）視野と革新的（innovative）な技術をもって、統合的（integrated）で、付加価値の高いサービス・製品を提供し、社会とのよき関係（interface）を築く企業を目指します。  (B)中期経営計画（2024～2025年度）  ■基本方針  「社会の変化による新たなニーズを的確に捉え、新技術を活用したソリューションを開発・展開することにより、社会のデジタルトランスフォーメーションを進めるとともに、グループ内外と連携して新しい未来を共創する」  （補足）  長期ビジョンの実現に向けて、基本方針と成長の方向性を定めビジネスモデルの方向性を示している。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | (A)２０２４年３月２６日の当社取締役会で中期経営計画とあわせて決議している。  (B)２０２４年３月２６日の当社取締役会で決議された中期経営計画を抜粋して公表。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 中期経営計画（2024～2025年度） | | 公表日 | ２０２４年　６月２８日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 「中期経営計画（2024～2025年度）」  https://itec.hankyu-hanshin.co.jp/company/businessplan\_2024-2025.pdf  p.5,6～13 | | 記載内容抜粋 | p.5、「既存事業の収益力を強化するとともに、DXにより社会的課題を解決し、新しい未来を共創する。」「重点戦略　戦略①収益力の強化、戦略②新たな成長分野の確立、戦略③経営基盤の強化、戦略④サステナブル経営の推進」  （補足）  p.5、基本方針でDXにより課題解決を行うことを示し、そのための重点戦略４つを定めている。  p.6～13にて、ソリューション・事業の展開においてデータ活用を含む各種デジタル技術を組み込んでいることを示している。  p.8「検診ソリューション」にて、過去の電子カルテの情報などを活用したデータ利活用・検診業務の支援等のビジネスを展開することを述べている  p.9「鉄道監視システム」にて、IoT監視システムで取得した電流・電圧、機械状況・故障のデータをAI搭載機能等で多機能化を行うことで、車両設備、電路設備、線路・土木それぞれのスマートメンテを行うこととしている。  p.10「ビルソリューション」設備系ネットワークの統合により、中央監視、ITV設備、セキュリティ、IoT等のデータを集約し、データ分析を行うことで設備管理業務の高度化等新たな価値を生み出すこととしている。  データ分析についてはクラウドDWHを導入し、商談データや原価データ等を用いて予想検知やダッシュボードに活用する計画としている。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ２０２４年３月２６日の当社取締役会で決議された中期経営計画を抜粋して公表。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 「中期経営計画（2024～2025年度）」  https://itec.hankyu-hanshin.co.jp/company/businessplan\_2024-2025.pdf p.18 | | 記載内容抜粋 | 社内のデジタル化を牽引するための本部名称の変更、DX事業強化のための部門新設など、デジタル化を推進する体制を構築していることを示している。また、同資料p.4にて、人材育成・確保のための取り組みを示している。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 「中期経営計画（2024～2025年度）」  https://itec.hankyu-hanshin.co.jp/company/businessplan\_2024-2025.pdf  p.4,13 | | 記載内容抜粋 | p.4  「生成AIなど新たな技術の導入、開発基盤・手法の共通化、社内システム機能強化による高品質・高生産性の追求」「管理部門と本部管理室の連携強化や社内システム機能強化、DX推進による効果的な運用」  p.13  「生成AIの活用、業務プロセスの標準化、PJ管理ツールの標準化」「社内DX推進、業務やルールの見直しなどによるコスト削減」  （補足）  生産性の向上・高収益構造の確立に向け、生成AIの活用、社内DXの推進、社内システムの機能強化に取り組むことを示している。  生成AIの活用に向けセキュアなAI利用環境「i-TechChat」を構築することを示している。  社内DX推進のためのデータ蓄積統合の環境としてDWHの仕組みを確立することを示している。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 中期経営計画（2024～2025年度） | | 公表日 | ２０２４年　６月２８日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 「中期経営計画（2024～2025年度）」  https://itec.hankyu-hanshin.co.jp/company/businessplan\_2024-2025.pdf  p.17 | | 記載内容抜粋 | p.17 一人当たり売上高  （補足）  p.5 戦略①「収益力の強化」に向けて、生産性の向上を施策として掲げており、DXの推進でこれを達成する。  また、p.5 戦略②「新たな成長分野の確立」に向けて、顧客のDXを実現する新規事業開発を目指している。   1. 、②いずれにおいても一人当たり売上の増加を伴うため、   従業員一人当たりの売上高で推進状況を計ることにしている。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ２０２４年　２月２８日 | | 発信方法 | 当社ホームページにて公表  会社情報－トップメッセージ  https://itec.hankyu-hanshin.co.jp/company/message/ | | 発信内容 | 当社のホームページに掲載の「トップメッセージ」にて当社は幅広い分野で多様なソリューションを提供しており、ITの重要性が増している中、これまで培ってきたIT分野の知見に新技術を活用した付加価値の提供を目指していることを、経営者自らが発信している。  お客様へソリューションを提供するためにどのように取り組むかについて、具体的に述べている。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | ２０２４年　４月頃　～　継続中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」による自己分析を行い、自己診断結果入力サイトにより独立行政法人情報処理推進機構に提出している。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | ２００５年　６月頃　～　継続中 | | 実施内容 | ・当社は情報の保護を企業活動における重要課題の一つと捉え、情報の適切な取扱い及び安全管理が重要な社会的責務であると認識し、この責任を果たすため、情報セキュリティ方針を定めている。全役職員は、この方針に従い、情報の適切な取扱い・管理・保護・維持に努めている。  ・ISMS(ISO27001）情報セキュリティマネジメントの認証を受けている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。